

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3125699号  
(U3125699)

(45) 発行日 平成18年9月28日(2006.9.28)

(24) 登録日 平成18年9月6日(2006.9.6)

(51) Int. Cl. F I  
A 4 5 C 3/00 (2006.01) A 4 5 C 3/00 L

評価書の請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 実願2006-5757(U2006-5757)  
(22) 出願日 平成18年7月19日(2006.7.19)

(73) 実用新案権者 506247295  
大倉 光保子  
大阪府豊中市本町2丁目6番58号  
(74) 代理人 100084799  
弁理士 篠田 實  
(72) 考案者 大倉 光保子  
大阪府豊中市本町2丁目6番58号  
(72) 考案者 二上 謙治  
奈良県天理市東井戸堂町331-19

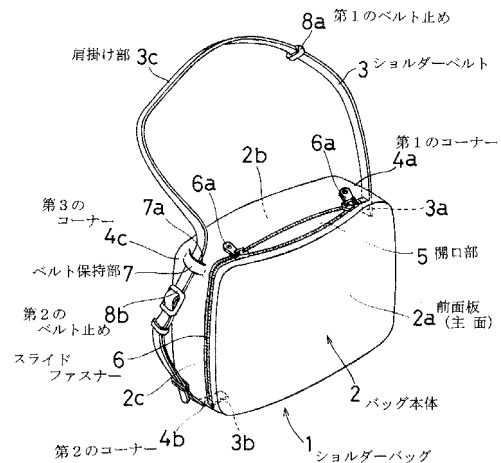
(54) 【考案の名称】 ショルダーバッグ

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 縦型と横型の切り替え操作が簡単でデザイン的にも優れたショルダーバッグを提供する。

【解決手段】 ショルダーベルト3の一端3aをバッグ本体2の外周の一つのコーナー(第1のコーナー)4aに結合すると共に、ショルダーベルトの他端3bを第1のコーナーに対して対角線上に位置する他のコーナー(第2のコーナー)4bに結合し、更にショルダーベルトの中間部分をバッグ本体から離れない状態とするためのベルト保持部7を上記第1及び第2のコーナーの間に位置する別のコーナー(第3のコーナー)4cに設け、上記第1のコーナーと第3のコーナーの間及び第3のコーナーと第2のコーナーの間には開閉可能な開口部5を設けた。

【選択図】 図1



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

バッグ本体の主面が縦と横の寸法が異なる長方形または長方形に類する形状であるショルダーバッグにおいて、ショルダーベルトの一端をバッグ本体の外周の一つのコーナー、すなわち第 1 のコーナーに結合すると共に、ショルダーベルトの他端を第 1 のコーナーに対して対角線上に位置する他のコーナー、すなわち第 2 のコーナーに結合し、更にショルダーベルトの中間部分をバッグ本体から離れない状態とするためのベルト保持部を上記第 1 及び第 2 のコーナーの間に位置する別のコーナー、すなわち第 3 のコーナーに設け、上記第 1 のコーナーと第 3 のコーナーの間及び第 3 のコーナーと第 2 のコーナーの間には開閉可能な開口部をバッグ本体の外周に沿って設け、上記第 1 のコーナーから第 3 のコーナーまでバッグ本体の外周に沿わせた状態としたショルダーベルトを上記ベルト保持部で保持することにより、第 3 のコーナーと第 2 のコーナーの間にショルダーベルトの肩掛け部が形成され、また第 2 のコーナーから第 3 のコーナーまでバッグ本体の外周に沿わせた状態としたショルダーベルトを上記ベルト保持部で保持することにより、第 3 のコーナーと第 1 のコーナーの間にショルダーベルトの肩掛け部が形成されるように構成されたショルダーバッグ。

**【請求項 2】**

第 3 のコーナーに設けられるベルト保持部が、ショルダーベルトが挿通される貫通穴をバッグ本体に設けることによって形成されている請求項 1 記載のショルダーバッグ。

**【請求項 3】**

第 3 のコーナーに設けられるベルト保持部が、ベルト通しをバッグ本体にブリッジ状に外付けすることによって形成されている請求項 1 記載のショルダーバッグ。

**【請求項 4】**

ベルト保持部で保持されたショルダーベルトが肩掛け部の方向に必要以上に移動することを阻止するベルト止めを備えている請求項 1 乃至 3 のいずれかに記載のショルダーバッグ。

**【請求項 5】**

開口部の開閉がスライドファスナーによって行われるように構成されている請求項 1 乃至 4 のいずれかに記載のショルダーバッグ。

**【請求項 6】**

開口部が第 1 のコーナーと第 2 のコーナーの間に第 3 のコーナーを経て連続して形成されている請求項 1 乃至 5 のいずれかに記載のショルダーバッグ。

**【考案の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

この考案は、縦型、横型のいずれの状態でも使用できるショルダーバッグに関する。

**【背景技術】****【0002】**

ショルダーバッグにはショルダーベルトを縦長本体の短辺の両側に取り付けて縦型としたものと、ショルダーベルトを横長本体の長辺の両側に取り付けて横型としたものがあり、好みにより、あるいは時と場合により使い分けられている。両者を兼用できるようにするためには、長辺と短辺の両側に連結金具をそれぞれ設けて必要に応じてショルダーベルトを付け替えればよいが、そのための操作が煩わしく、デザインの的にも好ましくないため普及するに至っていない。

**【0003】**

上記のようなショルダーベルトを付け替えるタイプのショルダーバッグに関する特許文献は見出せなかったが、背負い式、肩掛け式、手提げ式の三通りに使用できる鞆と、縦、横どちら向きでもベルトに取り付けられるバッグに関する公報を参考として例示する。

**【特許文献 1】** 実開平 6 - 8 2 9 1 8 号公報

**【特許文献 2】** 登録実用新案第 3 0 0 8 3 8 2 号公報

10

20

30

40

50

## 【考案の開示】

## 【考案が解決しようとする課題】

## 【0004】

この考案は上述の点に着目し、縦型と横型の切り替え操作が簡単でデザイン的にも優れたショルダーバッグを提供することを課題としてなされたものである。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0005】

上記の課題を達成するために、この考案では、バッグ本体の主面が縦と横の寸法が異なる長方形または長方形に類する形状であるショルダーバッグにおいて、ショルダーベルトの一端をバッグ本体の外周の一つのコーナー（以下、第1のコーナーという）に結合すると共に、ショルダーベルトの他端を第1のコーナーに対して対角線上に位置する他のコーナー（以下、第2のコーナーという）に結合し、更にショルダーベルトの中間部分をバッグ本体から離れない状態とするためのベルト保持部を上記第1及び第2のコーナーの間に位置する別のコーナー（以下、第3のコーナーという）に設け、上記第1のコーナーと第3のコーナーの間及び第3のコーナーと第2のコーナーの間には開閉可能な開口部をバッグ本体の外周に沿って設け、上記第1のコーナーから第3のコーナーまでバッグ本体の外周に沿わせた状態としたショルダーベルトを上記ベルト保持部で保持することにより、第3のコーナーと第2のコーナーの間にショルダーベルトの肩掛け部が形成され、また第2のコーナーから第3のコーナーまでバッグ本体の外周に沿わせた状態としたショルダーベルトを上記ベルト保持部で保持することにより、第3のコーナーと第1のコーナーの間にショルダーベルトの肩掛け部が形成されるようにしている。

## 【0006】

上記の第3のコーナーに設けられるベルト保持部は、例えばショルダーベルトが挿通される貫通穴をバッグ本体に設けることによって形成され、あるいはベルト通しをバッグ本体にブリッジ状に外付けしてここにショルダーベルトを挿通できるようにすることによって形成される。

## 【0007】

また、ベルト保持部で保持されたショルダーベルトが肩掛け部の方向に必要以上に移動することを阻止するために、ベルト止めを備えたものとすることができる。

## 【0008】

また、上記開口部の開閉はスライドファスナーによって行うようにすることができ、この開口部は第1のコーナーと第3のコーナーの間及び第3のコーナーと第2のコーナーの間にそれぞれ独立して設けてもよく、あるいは第1のコーナーと第2のコーナーの間に第3のコーナーを経てL字状に連続して形成してもよい。

## 【0009】

なお、この考案において「バッグ本体の主面」とは、バッグの形状を直方体と仮定した場合の最も面積の大きい面を指しており、コーナーとはこの主面の角に対応して形成されるバッグ本体の各コーナーを指している。但し、周知のようにショルダーバッグはそのデザインや構造はまちまちであって、場合によっては例えば2枚の主面の周囲を直接縫い合わせて要所に開口部を設けた直方体とは言い難い袋状のものもある。また革や布のような柔軟な材料で構成されるものが多く、一般にコーナーは丸みがあって極端なものでは楕円形に近いものもあるなど、純粋な直方体のもは希である。従って、この出願における「バッグ本体の主面が長方形または長方形に類する形状」という文言は、この考案の趣旨を逸脱しない範囲にある純粋な直方体以外の各種の形状のものも含む意味で用いており、「コーナー」も幾何学的なコーナーに限定されるものではない。

## 【考案の効果】

## 【0010】

この考案によれば、ショルダーベルトの肩掛け部を第3のコーナーと第2のコーナーの間あるいは第3のコーナーと第1のコーナーの間のいずれにも形成できる。従って、バッグ本体を縦型とした状態及び横型とした状態を自由に選択して、縦型ショルダーバッグと

して、あるいは横型ショルダーバッグとして任意に使用できるので便利である。

【0011】

また、ベルト保持部がバッグ本体に設けた貫通穴あるいはバッグ本体に外付けされたベルト通しで形成されたものでは、ベルト保持部に挿通したショルダーベルトを単にスライドさせるだけで縦型と横型の切り替えができるので、切り替え操作が容易である。

【0012】

また、ベルト止めを備えたものでは、ショルダーベルトが引っ張られても第1のコーナーあるいは第2のコーナーが第3のコーナーの方に引き寄せられることがないので、バッグ本体が柔軟な材料で構成されている場合でも、バッグ本体にしわができたたり変形したりしないで所定の形状が保たれ、型くずれすることがない。

10

【0013】

また、開口部の開閉をスライドファスナーによって行うようにしたものでは開閉操作が容易であり、第1のコーナーと第2のコーナーの間に連続した開口部を形成したものは、開口部を大きく開放できて内容物の出し入れが容易となる。

【考案を実施するための最良の形態】

【0014】

以下、この考案の一実施例について説明する。

【実施例】

【0015】

図1は全体の外観を示す斜視図、図2はベルト保持部の他の一例を示す図、図3はショルダーベルトの使用状態の正面図であり、図において、1はショルダーバッグ、2はショルダーバッグ1のバッグ本体、3はショルダーベルトである。

20

【0016】

バッグ本体2は主面となる前面板2aとその反対側に位置する後面板2b、及びこれらの外周を相互に連結する周面板2cによって構成されるほぼ直方体状のものであり、図1の右上側のコーナーが第1のコーナー4a、左下側のコーナーが第2のコーナー4b、左上側のコーナーが第3のコーナー4cである。図1は直方体状のバッグ本体2を横長の状態で置いた場合を示しており、図では第1のコーナー4aから第3のコーナー4cまでの上辺が第3のコーナー4cから第2のコーナー4bまでの側辺より長い横長形状となっている。また、周面板2cには前面板2aの外周に近い部分に開口部5を設けてあり、この実施例では開口部5は第1のコーナー4aと第2のコーナー4bの間に第3のコーナー4cを経て連続してL字状に形成し、これを開閉するスライドファスナー6を開口部5の全長にわたって設けてある。スライドファスナー6は開閉操作作用のスライダー操作片6aを2個備えている。なお、開口部5は第1のコーナー4aと第3のコーナー4cの間、及び第3のコーナー4cと第2のコーナー4bの間に互いに独立した状態で別々に設けることもできる。

30

【0017】

ショルダーベルト3は、その一端3aを第1のコーナー4aにおいて周面板2cに結合し、他端3bを第2のコーナー4bにおいて周面板2cに結合してある。この結合は周面板2cの側片部分と底片部分にそれぞれ縫い付けあるいは接着等の適宜の手段で行われるが、この結合は場合によってはショルダーベルト3の両端とバッグ本体2の所定の位置にそれぞれ係止具を設け、これらを連結することによって行うようにすることもできる。第3のコーナー4cには、周面板2cにその周面方向に貫通する貫通穴7aを設けることによってベルト保持部7を形成してあり、この貫通穴7aにショルダーベルト3が挿通されている。これにより、ショルダーベルト3はベルト保持部7の部分で長手方向にスライドできるが、バッグ本体2からは離れられない状態に保持されることになる。なおこのベルト保持部7は、図2に示すように例えばズボンのベルト通しと同様なブリッジ状のベルト通し7bを1個あるいは2個バッグ本体2に固定したものとよい。

40

【0018】

またショルダーベルト3には、第1のコーナー4aから第3のコーナー4cのベルト保

50

持部 7 までに相当する長さの位置、すなわちショルダーベルト 3 をバッグ本体 2 に沿って第 1 のコーナー 4 a から直線状に伸ばした時に、ベルト保持部 7 に当接する位置に第 1 のベルト止め 8 a を設け、第 2 のコーナー 4 b から第 3 のコーナー 4 c のベルト保持部 7 までに相当する長さの位置、すなわちショルダーベルト 3 をバッグ本体 2 に沿って第 2 のコーナー 4 b から直線状に伸ばした時に、ベルト保持部 7 に当接する位置に第 2 のベルト止め 8 b を設けてある。上記第 1 のベルト止め 8 a は、例えば貫通穴を通過できない大きさのリング部材をショルダーベルト 3 に嵌めて適宜の手段で固定したものであり、第 2 のベルト止め 8 b はショルダーベルト 3 の長さ調節用のバックルをベルト止めとして兼用したものである。なおこのベルト止めは、例えばベルト保持部 7 に近い位置においてバッグ本体 2 とショルダーベルト 3 の双方の互いに対応する箇所にスナップボタンなどの係止部をそれぞれ設け、これを相互に係止させる構成によって実現することもできる。 10

#### 【0019】

この実施例は上述のように構成されており、例えばベルト保持部 7 の部分でスライドさせながらショルダーベルト 3 を図の上方向に引っ張り、第 2 のベルト止め 8 b がベルト保持部 7 に当接する状態にすると、ショルダーベルト 3 の左側の端部はバッグ本体 2 に沿って第 2 のコーナー 4 b から直線状に上向きに伸び、図 3 に実線で示すように第 3 のコーナー 4 c と第 1 のコーナー 4 a との間に逆 U 字状の肩掛け部 3 c が形成される。従って、この状態ではバッグ本体 2 は横長となり、横型のショルダーバッグ 1 として使用することができるのである。

#### 【0020】

一方、ショルダーベルト 3 を図 3 の左方向に引っ張り、第 1 のベルト止め 8 a がベルト保持部 7 に当接する状態にすると、ショルダーベルト 3 の右側の端部はバッグ本体 2 に沿って第 1 のコーナー 4 a から直線状に横向きに伸び、図 3 に鎖線で示すように第 3 のコーナー 4 c と第 2 のコーナー 4 b との間に逆 U 字状の肩掛け部 3 c が形成される。従って、この状態ではバッグ本体 2 は縦長となり、縦型のショルダーバッグ 1 として使用できることになる。 20

#### 【0021】

このような使用状態では、ベルト止め 8 a あるいは 8 b がベルト保持部 7 に当接している、ショルダーベルト 3 に対する引っ張り力がベルト保持部 7 で受け止められることになるので、ショルダーベルト 3 が引っ張られてもそれ以上移動することがなく、コーナー 4 a あるいは 4 b がコーナー 4 c の方に引き寄せられることはない。このため、バッグ本体 2 が革や布のような柔軟な材料で構成されている場合でも、バッグ本体 2 が変形してしわができたりにすることがなく、所定の形状が保たれるので、型くずれしてデザインが損なわれるような不具合が防止される。 30

#### 【0022】

上記において、横型のショルダーバッグとして使用する時には、開口部 5 の第 1 のコーナー 4 a と第 3 のコーナー 4 c の間にある部分を開閉し、縦型のショルダーバッグとして使用する時には、開口部 5 の第 2 のコーナー 4 b と第 3 のコーナー 4 c の間にある部分を開閉すればよいのであるが、この実施例のように、開口部 5 を第 1 のコーナー 4 a と第 2 のコーナー 4 b の間に連続して L 字状に形成したものである、第 3 のコーナー 4 c を超える位置まで開放することができるので、開口部 5 を大きく開いて内容物の出し入れを容易に行うことができる。 40

#### 【0023】

なお、図示の実施例では前面板 2 a に近い部分に開口部 5 を設けてあるがこれは一例であり、例えば開口部 5 を前面板 2 a と後面板 2 b の間のほぼ中央部分に設け、ショルダーベルト 3 を後面板 2 b 寄りに取り付けるなど、その位置は適宜選定することができる。またこの考案は長いショルダーベルト 3 を備えたいわゆる斜め掛けショルダーバッグに適用できることはもちろんである。また、バッグ本体 2 の内部に内袋を設けたり、バッグ本体 2 の内面や外面にポケットを設けたりすることも任意であり、縦横兼用の機能を害さない範囲で必要に応じて各種の形態を適宜採用することができる。 50

## 【産業上の利用可能性】

## 【0024】

この考案のショルダーバッグは、従来のショルダーバッグと全く同様に一般的な用途に広く使用することができる。

## 【図面の簡単な説明】

## 【0025】

【図1】この考案に係るショルダーバッグの一実施例の斜視図である。

【図2】同上のベルト保持部の他の一例を示す図である。

【図3】同上の使用状態を示す正面図である。

## 【符号の説明】

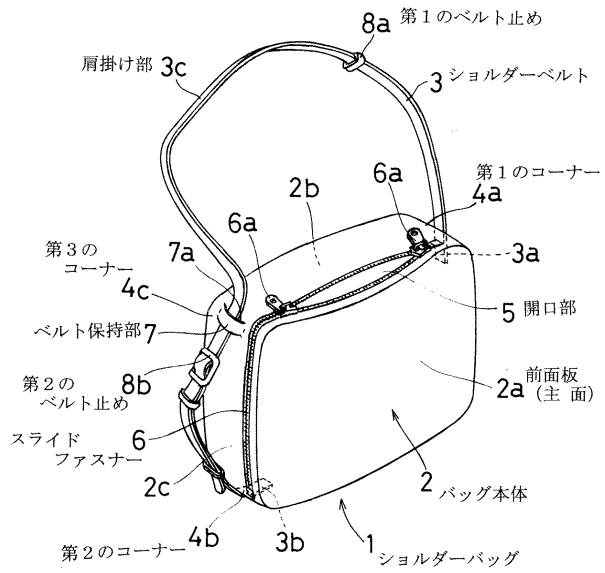
10

## 【0026】

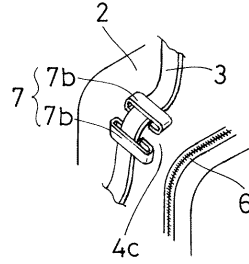
- 1 ショルダーバッグ
- 2 バッグ本体
  - 2 a 前面板（主面）
  - 2 b 後面板
  - 2 c 周面板
- 3 ショルダーベルト
  - 3 c 肩掛け部
- 4 a 第1のコーナー
- 4 b 第2のコーナー
- 4 c 第3のコーナー
- 5 開口部
- 6 スライドファスナー
- 7 ベルト保持部
  - 7 a 貫通穴
  - 7 b ベルト通し
- 8 a 第1のベルト止め
- 8 b 第2のベルト止め

20

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

